

## 施設等利用給付の認定を受けた方へ

### 施設等利用給付認定通知書の内容について

#### (1) 認定区分

施設等利用給付認定通知書に記載の認定区分については以下のとおりです。

認定区分	認定要件	対象施設	無償化上限額(月額)
新2号認定	対象年度における4月1日時点の年齢が3歳から5歳の子どもであって保育の必要性がある子ども	認可外保育施設 一時預かり事業 病児保育事業	37,000円
新3号認定	対象年度における4月1日時点の年齢が0歳から2歳の子どもであって、保育の必要性があり、かつ市民税非課税世帯の子ども	認可外保育施設 一時預かり事業 病児保育事業	42,000円

#### (2) 保育の必要性の事由及び有効期間

無償(施設等利用費の支給)の期間は、有効期限内となります。保育の必要性の事由により有効期間が異なります。有効期限が切れた場合は施設等利用給付の支給対象となりませんのでご注意ください。引き続き施設等利用給付費の支給を希望する場合は、認定期間の更新や保育の必要性の事由変更手続きが必要となりますので、改めて子育てのための施設等利用給付認定を申請してください。

主な保育認定事由	事由の内容	保育を必要とする証明		有効期間
就労	1ヶ月の勤務64時間以上	会社等勤務	勤務(内定)証明書	小学校就学前まで
		自営業	就労状況申立書	
妊娠・出産	妊娠中または産後間がない	母子手帳、出産証明書の写し		出産予定日の2ヶ月前から、出産日を8週間経過する月末まで
求職活動	求職活動を継続的に行っている	ハローワークカードなど		90日を経過する月の月末まで
病気・負傷・障害	疾病、負傷、又は精神若しくは身体に障害を有する	診断書、身体障害者手帳など		必要な期間
介護・看護	同居の親族を常時介護または看護			
就学・職業訓練	学校や職業訓練校などに在学中	在学証明書、カリキュラムなど		

※毎年1回(毎年11月ごろ)現況届及び就労証明書などを提出していただく必要があります。提出していただく書類で保育の必要性の有無を確認します。

## 認定後の利用料の支払い

### (1) 無償化の対象となる認可外保育施設等の利用料について

利用者（保護者）からの請求により、月額上限額（新2号 37,000円、新3号 42,000円）までの範囲で払い戻し（償還払い）となります。そのため、引き続き利用料を施設にお支払ください。

注）無償化の対象となる認可外保育施設等かどうか、利用する施設または施設所在地の市町にあらかじめご確認ください。

### (2) 食事・おやつ提供に係る食材料費は対象外

そのため、食材料費を含めて料金を設定している施設を利用した場合は、保育本体の利用料のみ無償化の対象となります。

そのほかの教材費等についても無償化の対象となりません。

## 施設等利用給付費の請求等について

### (1) 提供証明書兼利用料領収証明書の受領

施設が保護者から利用料の支払いを受けたときに発行する「領収証」には、保育本体の利用料（特定子ども子育て支援利用料）と、食事代・おやつ代などの実費徴収の額（特定子ども・子育て支援利用料以外）とを区分して記載されます。

また、認定をうけた利用者が施設等利用給付費の支給に係る請求を行う際は、施設が発行する「特定子ども・子育て支援提供証明書兼利用料領収証明書」（以下「提供証明書兼利用料領収証明書」）を市に提出する必要がありますので、施設から各四半期の翌月上旬（例：第3四半期（10～12月分）は、翌月1月上旬を目処に作成し保護者へ交付）を目処に交付される「提供証明書兼利用料領収証明書」を受領してください。

### (2) 施設等利用費の支給（償還払い）に係る請求書類の提出

認可外保育施設を利用する子どもに係る請求書類は 保護者から請求書を提出していただく時期が来たら、本市から各認可外保育施設へ、とりまとめを依頼します。

保護者の方は「施設等利用費請求書」及び「提供証明書兼利用料領収証明書」を施設へ提出してください。

本市にて使用する請求書の様式は、無償化開始までに市こども支援課、市HP等で提供します。なお、施設等利用費の支給は、年4回（3か月ごと）とし、初回は、10～12月の利用に係る請求とりまとめを、1月上旬にお願いする予定です。

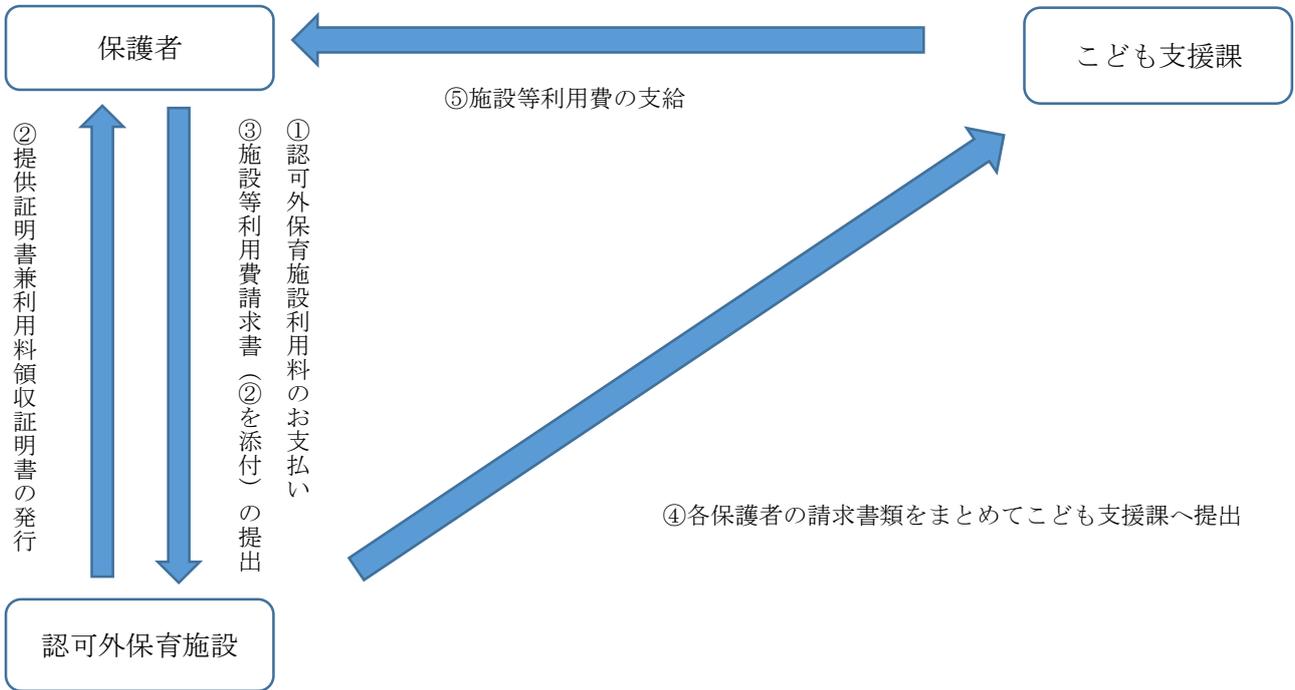
※一時預かり事業、病児保育事業を利用する子どもに係る請求書類は、施設で取りまとめはしません。そのため、請求時期に合わせて保護者が「提供証明書兼利用料領収証明書」の交付を施設に依頼し、「施設等利用費請求書」及び「提供証明書兼利用料領収証明書」を市こども支援課へ提出してください。

### (3) 請求内容を確認し、月額上限額までの範囲で支給

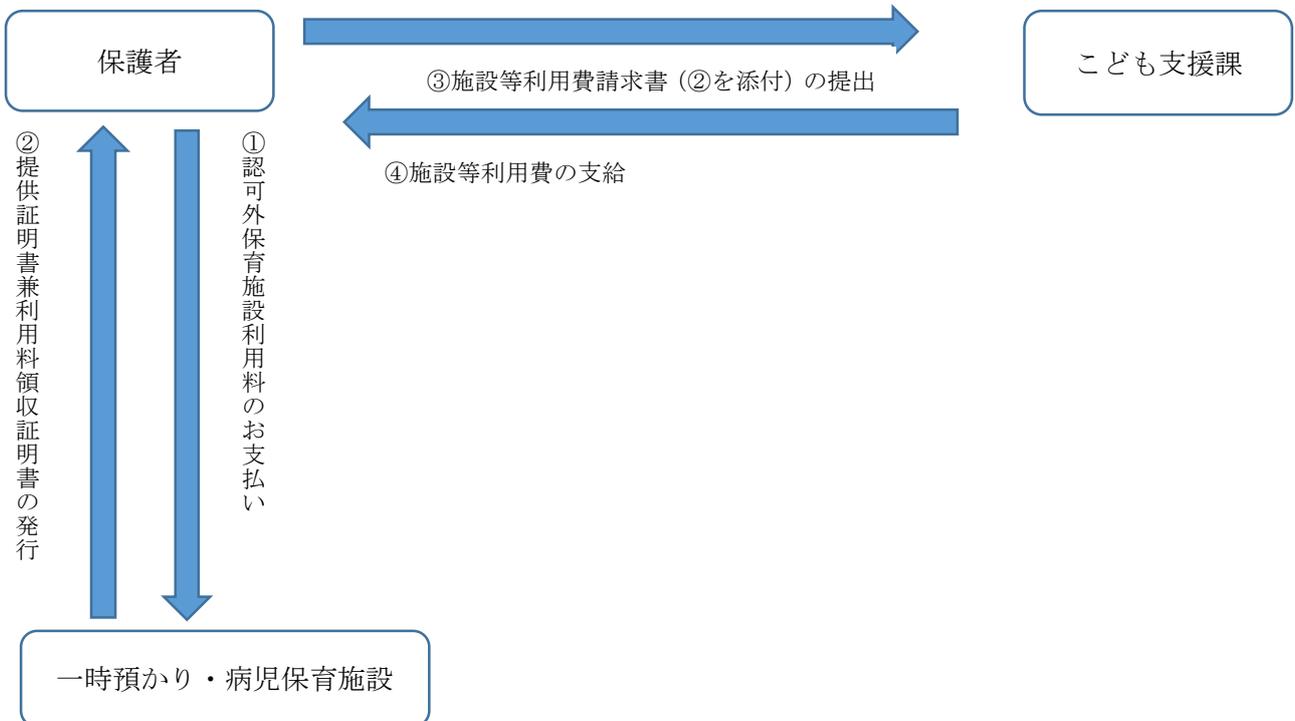
支払いの時期については、請求月の翌月末までに保護者の口座に市から支払う予定です。

# 施設等利用給付費の支給までの事務の流れ

認可外保育施設を利用



一時預かり事業・病児保育事業を利用



問い合わせ先：諫早市こども支援課

TEL: 0957-22-1500 (代表) 内線3226~3229